

三重県告示第 号

農産物検査法（昭和 26 年法律第 144 号）第 17 条第 8 項の規定により、次のとおり地域登録検査機関の業務の
休止（廃止）の届出がありましたので、同条第 9 項の規定により公示します。

令和〇〇年〇月〇日

三 重 県 知 事 〇 〇 〇 〇

1 登録年月日及び登録番号

令和〇〇年〇月〇日 〇〇〇〇〇〇〇〇

2 地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地
〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇〇〇

3 休止又は廃止の別

〇〇〇

4 休止の期間（廃止年月日）

令和〇〇年〇月〇日から令和〇〇年〇月〇日まで（令和〇〇年〇月〇日）

5 休止（廃止）しようとする業務

〇〇〇〇〇〇〇〇